

「小樽市勤労青少年ホーム クラブ利用について」

目的：仲間づくりを目的とした自主的な活動

対象：市内在住又は通勤・通学している 15 歳～35 歳の方（36 歳になった年の 3/31 まで利用可能）
個人による自由な参加を原則とし、利用者であれば誰でも参加可能ですが、利用登録が必要です。

申請時の条件

- クラブ利用する場合は使う前提で申出書を提出すること。
- 使用期間開始の 2 か月前から申込みを受け付け、2 週間くらい前に締め切ります。
- 使用期間：前期（4 月～9 月）、後期（10 月～3 月）の最大 6 か月

ルール

- ① 中止連絡：後日お知らせする方法で必ず事前に連絡ください。
＊連絡が遅れると当日の利用希望に応えられないため、早めの連絡にご協力ください。
- ② クラブ活動は 20：45 までに終了し、21：00 までに退館してください。
- ③ 講師 枠：：1 申請につき 3 名まで（利用期間途中での変更は認めません。）
- ④ 施設の備品等は大切に使用し、破損・汚損等した場合は必ず報告してください。
- ⑤ 夜間の敷地内や駐車場での話し声や騒音などは、近隣にお住まいの方々への迷惑行為となるため、退館後は敷地内に留まらずに、すみやかに帰宅してください。

！以上のことを守らなければ、クラブ利用許可を取消しますので、ご注意ください！

その他

- 希望日時が重なる場合は調整するため、希望通りにならないことがあります。
- 活動部屋が空いている場合は、途中からでも申請できます。
- 提出された内容は、市 HP・パンフレット・振興会だより等で紹介しますので正確に記入してください。
- 市の事業や行事等での使用を優先する場合があります。

小樽市勤労青少年ホーム

小樽市緑 1-9-4

T E L 0134-24-0920

詳細は HP クラブ活動へ→

